

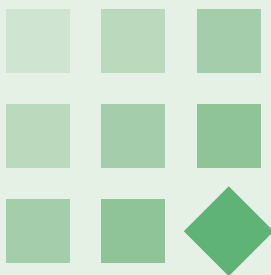
〈更新用〉

やっかん

ご契約のしおり・約款

医療保険に付加する特約

〈総合先進医療特約〉〈女性特定手術特約〉
〈三大疾病無制限型長期入院特約〉〈ケガの特約〉



ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことから記載したものです。
なお、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。



はじめに

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続きなどをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。

ご契約のしおり・約款は、アフラックオフィシャルホームページ
(<https://www.aflac.co.jp/>)からもご覧いただけます。



目次

ご契約のしおり

各種特約のお支払について

- 「総合先進医療特約」について 3
- 「女性特定手術特約」について 6
- 「三大疾病無制限型長期入院特約」について 8
- 「ケガの特約」について 14
- 特約の更新について 21
- 対象となる不慮の事故について 23

お支払いできない場合について

- お支払いできない場合について 24

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

- お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の
具体的事例 27

保険料のお払込について

- 主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について 28

解約払戻金について

- 解約払戻金について 29

約款・特約条項

約款・特約条項

総合先進医療特約〔2012〕	32
女性特定手術特約	44
三大疾病無制限型長期入院特約	56
傷害特約〔医療保険〕	76
保険料口座振替特約	86
保険料クレジットカード支払特約	91

別表

別表	95
----	----

各種特約のお支払について

「総合先進医療特約」について

(正式名称)総合先進医療特約(2012)

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
先進医療給付金	病気・ケガによって「先進医療」を受けたとき	「先進医療」にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額	すべての保険期間を通算して2,000万円	被保険者

● 「先進医療」について

- ・ お支払の対象となる「先進医療」とは、公的医療保険の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所)が限定されています。
 - ・ 先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関は、随時見直しされます。したがって、公的医療保険の給付対象となっている場合や、承認取消しなどのために先進医療ではなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払はできません。
- * 先進医療に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

2. 免責事由について

- ・ つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 被保険者の薬物依存
- (8) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- (9) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の付加に関する制限について

- ・ 当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約および先進医療・患者申出療養の特約（「がん高度先進医療特約」を除く）は、被保険者お1人につき1特約のみご契約いただけます。

4. 特約の消滅について

- ・ 先進医療給付金の通算支払限度に達したときに、「総合先進医療特約」は消滅します。

5. 「総合先進医療特約」から「総合先進医療特約〔2012〕」への変更について

- ・「総合先進医療特約」から「総合先進医療特約〔2012〕」へ変更した場合、以下のとおり取扱います。

● 新しい保障の開始

- ・「総合先進医療特約〔2012〕」への変更日を新しい保障の開始日とします。

① 変更日から1年以内に先進医療を受けた場合の取扱

- ・変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害を原因として先進医療を受けた場合は、変更前特約における先進医療給付金の支払事由の範囲内で給付金をお支払いします。

なお、変更日から1年を経過した日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合も、同様です。

- #### ② 変更日を挟んで複数回にわたる1つの先進医療を受けた場合、特約給付金を重複してお支払できません。この場合、変更前特約の支払事由に該当したものとします。

● 給付金の支払限度について

- ・変更前の特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、変更前の特約で既に支払われた給付金を通算します。

「女性特定手術特約」について

1. 給付金のお支払について

〈女性特定手術給付金〉

名称	支払事由	手術の概要	支払額
女性特定手術給付金	病気・ケガによりつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術 ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	①乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出する手術（乳腺腫瘍摘出術を含む） 診断および生検等の検査のための手術を除く	20万円
		②子宮の全部を摘出する観血手術	
		③片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する観血手術	

受取人	被保険者
支払限度	乳房観血切除術 1乳房につき1回ずつ
	子宮全摘出術 1回
	卵巣全摘出術 1卵巣につき1回ずつ

〈乳房再建給付金〉

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術(※)を受けたとき	50万円	1乳房につき1回ずつ	被保険者

※「乳房再建術」とは、乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を筋皮弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は除きます。

2. 同時に複数の手術を受けた場合の取扱について

● 女性特定手術給付金について

- ・両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合には、給付金は重複してお支払いしません。
- ・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

● 乳房再建給付金について

- ・両側の乳房再建術を同時に受けた場合には、給付金は重複してお支払いしません。
- ・女性特定手術給付金と乳房再建給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合には、それぞれの給付金をお支払いします。

3. 特約の消滅について

- ・つぎのいずれかに該当した場合、「女性特定手術特約」は消滅します。
 - ①女性特定手術給付金・乳房再建給付金のすべての支払限度に達したとき
 - ②お支払の対象となる部位(乳房、子宮および卵巣)のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき

ただし、②の場合には、当社に通知をしてください。

「三大疾病無制限型長期入院特約」について

1. 給付金のお支払について

〈疾病長期入院給付金〉

名称	支払事由	支払額	受取人
疾病長期入院給付金	主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数を超えた病気による入院をしたとき	特約給付金額× (入院日数－主契約の1回の入院の支払限度日数)	被保険者

● 支払限度について

主契約の 1回の入院の 支払限度日数	三大疾病以外の原因による入院		三大疾病 による入院
	この特約の 1回の入院の 支払限度日数	通算支払限度	
60日	305日	主契約の疾病入院給付金と この特約の疾病長期入院給 付金の支払日数を合算して 1,095日	無制限
120日	245日		

- 主契約に定める疾病入院給付金の通算支払限度には、この特約の疾病長期入院給付金の支払日数を算入します。

● 三大疾病による入院について

- 「この特約の1回の入院の支払限度日数」を超えて入院した場合でも、その入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、その超えた入院については、「この特約の1回の入院の支払限度日数」の規定を適用せずに疾病長期入院給付金をお支払いします。
- 「通算支払限度」を超えて入院した場合でも、その入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、その超えた入院については、「通算支払限度」の規定を適用せずに疾病長期入院給付金をお支払いします。

● 三大疾病のうち脳卒中の治療を直接の目的とする入院について

- ・脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。脳卒中を原因とする一般病床などにおける入院はお支払の対象となります。

〈災害長期入院給付金〉

名称	支払事由	支払額	受取人
災害長期入院給付金	主契約(※)で支払われる1回の入院の支払限度日数を超えた不慮の事故によるケガで入院をしたとき	特約給付金額×(入院日数-主契約(※)の1回の入院の支払限度日数)	被保険者

- ・主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、災害長期入院給付金保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日の前日までとなります。

● 支払限度について

主契約の1回の入院の支払限度日数	この特約の1回の入院の支払限度日数	通算支払限度
60日	305日	主契約(※)の災害入院給付金の支払日数とこの特約の災害長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日	245日	

- ・主契約(※)に定める災害入院給付金の通算支払限度には、この特約の災害長期入院給付金の支払日数を算入します。

※主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約に付加されている災害入院特約」とします。

2. お支払に関する補足

- 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合で、「三大疾病無制限型長期入院特約」の支払事由に該当する入院中につきのいずれかの事由が発生し、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金の支払が継続する期間に限り、この特約の保障期間中の入院とみなして取扱いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき（※三大疾病を原因とする入院をしているときに限ります） ②災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ③主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき
医療保険〔2005〕	①災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき
引受基準緩和型医療保険	①災害長期入院給付金の災害長期入院保障期間が満了したとき

- 主契約または「災害入院特約」の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、疾病長期入院給付金・災害長期入院給付金はお支払いしません。
- 疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金の両方の支払事由に該当する場合には、いずれか一方の長期入院給付金をお支払いします。

- ・主契約または「災害入院特約」によってそれらの入院が「1回の入院」とみなされるときとは、つぎのときをいいます。

(1)主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」、「医療保険〔2009〕」、「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険(無解約払戻金)」の場合

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係があり、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき
災害入院給付金	主契約(※)の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因となった不慮の事故が同一であるとき

※主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約に付加されている災害入院特約」とします。

(2)主契約が「医療保険(無解約払戻金)」、「引受基準緩和型医療保険A(無解約払戻金)」の場合

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

3. お支払の対象となる「三大疾病」について

- ・「三大疾病無制限型長期入院特約」の支払対象となる「三大疾病」とはつぎのとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん (悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巻末の別表27に定める悪性新生物。 ・ 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性腫瘍は対象になりません。
②急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巻末の別表59に定める急性心筋梗塞。 ・ 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。狭心症などは対象になりません。
③脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巻末の別表59に定める脳卒中。 ・ 脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものが対象となります。

〈参考〉〈がん〉と〈上皮内新生物〉の違いについて

・〈がん〉とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を超えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。

一方、〈上皮内新生物〉とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが〈がん〉との大きな違いです。

・アフラックにおける〈がん〉〈上皮内新生物〉は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定に基づきます。

WHOが定める「悪性新生物」、「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

(2023年9月現在)

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん(CIS)・高度異形成(CIN3)・中等度異形成(CIN2)・HSIL(※1)、大腸の粘膜内がん・高度異形成・High-grade adenoma、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、皮膚のボーエン病 など
がんにも上皮内新生物にも含まれないもの	子宮筋腫などの「良性腫瘍」、子宮頸部の軽度異形成(CIN1)・LSIL(※2) など

(※1)High-grade Squamous Intraepithelial Lesion

(※2)Low-grade Squamous Intraepithelial Lesion


名称に「がん」という文字がない疾患であっても、支払対象となることもありますので、詳細は当社ホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>)をご確認ください。

「ケガの特約」について

(正式名称) 傷害特約(医療保険)

1. 給付金のお支払について

名称	支払事由	支払額	支払限度	受取人
特定損傷給付金	保険期間中に、不慮の事故による特定損傷の治療を180日以内に受けたとき	特定損傷給付金額	同一の不慮の事故によるお支払は、1回(特約を継続したすべての保険期間を通じ通算10回)	被保険者
災害通院給付金	保険期間中に、不慮の事故によるケガによって180日以内に通院をしたとき	通院1日あたり、災害通院給付金日額	同一の不慮の事故による通院について、30日(特約を継続したすべての保険期間を通じ通算180日)	

 不慮の事故については「対象となる不慮の事故について」の項をご覧ください。

● 「特定損傷」について

- ・支払事由の「特定損傷」とは、「骨折」、「関節脱臼」、「腱の断裂」を指します。ただし、骨粗しょう症などの疾患による病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼などはお支払の対象にはなりません。

 詳しくは、巻末の別表39をご覧ください。

● 「災害通院給付金」のお支払について

- ・主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金がお支払される日については、災害通院給付金はお支払いしません。
- * 主契約が医療保険〔無解約払戻金2023A〕の場合、入院をしている日に支払事由に該当する通院をしたときには、災害通院給付金はお支払いしません。

2. 免責事由について

- ・つぎの免責事由に該当した場合には、給付金をお支払いできません。

免責事由

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 原因のいかなを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの(災害通院給付金)
- (8) 巻末の別表35に定める所定の運動中の事故
- (9) 巻末の別表36に定める所定の乗用具などによる競技、競争、興行、試運転中の事故
- (10) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- * 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は給付金を全額または削減して支払います。

3. 特約の消滅について

- ・つぎに該当した場合、「ケガの特約」は消滅します。
 - ①主契約の保険料の払込が免除されたとき
 - この場合、「ケガの特約」は、つぎに定める期日をもって消滅します。
 - 〈月払契約の場合〉
免除事由が発生した直後の月単位の契約応当日の前日
 - 〈半年払契約または年払契約の場合〉
免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約応当日の前日
 - ②特定損傷給付金および災害通院給付金の支払日数が、ともに通算支払限度に達したとき

4. 職業について

● 職業に誤りがあった場合

- ・ 申込書に記載された被保険者のご職業に誤りがあり、かつ、ご契約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低いときには、所定の方法で、給付金額を改めます。（すでに給付金の支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金の支払額を削減します。）

● 職業変更の通知

- ・ ご契約後、被保険者のご職業が下記の職業・職種分類A（職業・職種2級）または職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社にご連絡ください。

職業・職種分類A (職業・職種2級)	職業・職種分類B
①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く)	①爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
②林業(山林現場作業者のみ)	②競馬・競輪・競艇選手
③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者)	③相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
④炭坑作業従事者	④空手家
⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事	⑤登山家
⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など)	⑥カーレーサー、オートレーサー
⑦産業廃棄物取扱者	⑦テストドライバー、テストパイロット
⑧潜水作業、サルベージ	⑧サーカス団員
⑨造船作業	⑨スタントマン
⑩外線電工・架線員	⑩猛獣取扱者
⑪トラック運転手	⑪その他これらに類する職業
⑫タクシー・ハイヤー運転手	
⑬自動二輪配達員	
⑭ヘリコプター搭乗員	
⑮港湾荷役作業、沖仲士	
⑯警備員、ガードマン	
⑰自衛隊航空機搭乗員	
⑱その他これらに類する職業	

- ・ご契約の際にお引受できるのは、職業・職種分類A、Bに該当しない職業(職業・職種1級)です。
- ・ご契約後、職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当する職業に変更された場合には、当社が承諾した場合に限り、保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。ただし、継続後の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。
- ・ご契約後、職業・職種分類Bに該当する職業に変更された場合には、保険期間満了の日に特約は終了します。(特約の継続をお取扱いしません。)

5. 特約の継続について

- ・特約の保険期間は1年です。
当社が承諾した場合(※)に限り、特約の保険期間満了の日の翌日に、特約は継続されます。

つぎのいずれかに該当する場合、特約の継続をお取扱いしません。
(1) 継続後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるとき
(2) 主契約の保険料のお払込を免除しているとき(払込免除事由に該当しているとき)

※つぎのような場合には、ご契約後のご請求の状況などにより特約の継続をお取扱いしない場合がございます。

<特約の継続をお取扱いしない場合の例>

- ・当社にご契約いただいている他の被保険者と比較し、保険事故の発生頻度が高い場合
- ・受傷状況に照らして、ご通院の日数が多い場合

なお、これらは代表的な事例をあげたものです。認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

● 特約の継続をお取り扱いできない職業

- ・ご契約(特約の継続)後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が下記の職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたときには、当社は特約の継続をお取り扱いしません。(特約の保険期間満了の日に特約は終了します。)

職業・職種分類B

- ① 爆破作業、爆発物取扱者(花火取扱者を含む)
- ② 競馬・競輪・競艇選手
- ③ 相撲力士、プロレスラー、プロボクサー
- ④ 空手家
- ⑤ 登山家
- ⑥ カーレーサー、オートレーサー
- ⑦ テストドライバー、テストパイロット
- ⑧ サーカス団員
- ⑨ スタントマン
- ⑩ 猛獣取扱者
- ⑪ その他これらに類する職業

- ・職業・職種分類Bに該当する職業に変更されたことについて、当社にご連絡がなかった場合には、給付金の支払額を9割削減します。

● 特約の継続をお取扱いできる職業

- 被保険者のご職業が、つぎの職業・職種1級および職業・職種分類A(職業・職種2級)に該当するときには、当社が承諾した場合に限り、特約の継続をお取扱いします。ただし、職業・職種分類A(職業・職種2級)で特約を継続する場合の特約の保険料は、職業・職種1級の場合よりも高くなります。

職業・職種1級	職業・職種分類A(職業・職種2級)
職業・職種分類A、Bに該当しない職業	①無職(主婦、幼児、学生、年金生活者は除く) ②林業(山林現場作業者のみ) ③漁業(漁船乗務員、海女、昆布採取など現場従事者) ④炭坑作業従事者 ⑤土木建築業： 大工、左官、鳶職、道路工事、解体作業、ブルドーザー・クレーン操作員、下水道・トンネル・ダム・地下鉄工事 ⑥高所作業(ビル窓拭き、高所溶接作業など) ⑦産業廃棄物取扱者 ⑧潜水作業、サルベージ ⑨造船作業 ⑩外線電工・架線員 ⑪トラック運転手 ⑫タクシー・ハイヤー運転手 ⑬自動二輪配達員 ⑭ヘリコプター搭乗員 ⑮港湾荷役作業、沖仲士 ⑯警備員、ガードマン ⑰自衛隊航空機搭乗員 ⑱その他これらに類する職業

● 特約の継続後の職業変更の通知

- 特約の継続後、特約の保険期間満了までの間に、被保険者のご職業が変更されたとき(職業・職種分類が変更された場合に限ります。)には、当社にご連絡ください。

● 継続後の特約と保険料について

- ・ 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用され、継続後の特約の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢、ご職業、保険料率によって計算されます。
 - ・ 継続前の特約の保険期間中に、被保険者のご職業が変更されたことについてご連絡がなかった場合で、継続後の特約の保険料を変更する必要があるときには、つぎのとおりお取扱いします。
 - (1) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも低い場合には、所定の方法で、給付金額を改めます。(すでに給付金の支払事由が生じていたときには、所定の方法で、給付金の支払額を削減します。)
 - (2) 継続後の特約の保険料が実際の被保険者のご職業による保険料よりも高い場合には、所定の方法で、実際の被保険者のご職業にもとづいて特約の保険料を改めます。
 - ・ 継続前の特約の保険期間と継続後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
 - ・ 給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、継続前の特約で既に支払われた給付金を通算します。
- ## ● 特約の継続を希望しない場合
- ・ 特約の継続を希望しない場合には、特約の保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

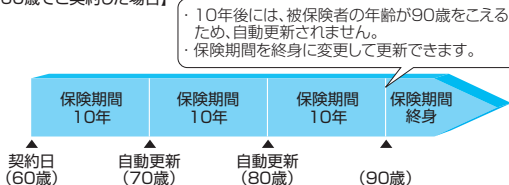
特約の更新について

●「総合先進医療特約」「女性特定手術特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」の更新について

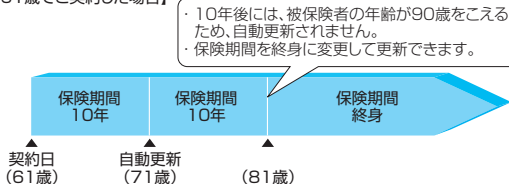
1. 保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。
 この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。
 ただし、下記①②のいずれかに該当する場合には、それぞれの保険期間で更新します。
 - ① 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合：
 主契約の保険料払込期間満了の日までの期間
 - ② 主契約の保険料払込期間満了後に更新する場合：10年
2. 「総合先進医療特約」「三大疾病無制限型長期入院特約」は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえる場合には、1. の更新はされません。この場合、保険期間を終身に変更して更新することができます。

(例)

【60歳でご契約した場合】



【61歳でご契約した場合】



3. 「女性特定手術特約」は、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえる場合には、1. の更新はされません。この場合、80歳満期として更新します。

● 更新後の特約について

- ・更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- ・同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- ・更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。
- ・給付金の通算支払限度の規定を適用するときは、更新前の特約で既に支払われた給付金を通算します。
- ・主契約の保険料払込期間満了後に更新する特約の保険料の払込方法については、「主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について」の項をご覧ください。

* 「引|受基準緩和型総合先進医療特約」または「引|受基準緩和型先進医療特約A」を更新する場合、更新後の特約は「特別保険料率に関する特則」が付加された「総合先進医療特約」となります。

● 更新を希望しない場合

- ・更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

「ケガの特約」については、「ケガの特約」の **5. 特約の継続について** の項をご覧ください。

対象となる不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。(ただし、除外する事故(※)もあります。)

● 急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内的原因によるものは該当しません。)

● 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水(河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死) ・窒息 ・不慮の中毒(一酸化炭素中毒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症(日射病・熱射病)

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したとき
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とする医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ② 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③ 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

● 支払事由に該当しない場合


- ・ つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
 - (1) 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院、通院、手術をしたとき
 - *「引受基準緩和特則」が付加された場合で、責任開始期以後に既往症の悪化や医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院などをしたときはお支払対象となります。
 - (2) 治療を目的としない入院、通院をしたとき(美容整形・人間ドック等)
 - (3) 介護を目的とする介護療養型医療施設に入院をしたとき
 - (4) 病院・診療所以外の施設(老人保健施設など)に入院をしたとき
 - (5) 治療を直接の目的としない手術を受けたとき(美容整形等※)
 - ※女性特定手術給付金における手術も同様です
 - (6) 薬剤の受取のみの通院をしたとき
 - (7) 医学的な観点から入院、通院の必要性が認められないとき
 - (8) 約款に定める入院や手術などの要件を満たさないとき

● 免責事由に該当した場合

 詳しくは、各特約についての項をご覧ください。

● 保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合


● 重大事由による解除の場合

 重大事由については、**重大事由とは…**の項をご覧ください。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

- ・ この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

● 法令等に基づく対応の場合

 詳しくは、**法令等に基づく対応について**の項をご覧ください。

重大事由とは…

- ・ 重大事由とはつぎのことをいいます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が給付金などを詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
 - (2) 給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額などの合計額が著しく過大であるとき
 - (4) 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力(※1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※2)を有しているとき認められるとき
 - (5) 契約者、被保険者、給付金などの受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者であるとき(※3)
 - (6) 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
 - (7) 上記のほか、当社の契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記(1)から(6)と同等の重大な事由があるとき

上記に定める事由が生じた後に、給付金などの支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は給付金などのお支払または保険料のお払込の免除を行いません。すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

(※1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

(※3)

法令等に基づく対応について

- (1) 当社は、この保険契約における契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人が、日本、米国等の経済制裁または通商禁止令その他の法令等によって、取引することを禁止または制限された者である場合、重大事由に該当し、当社にご契約を解除することができます。この場合、当社は、上記の法令等に従いこの保険契約に関する情報を米国当局等に対し報告します。
- (2) (1)の場合、保険金・給付金等、解約払戻金の支払い、保険料等の返金はありません。また、前項の取扱いによって、契約者、被保険者、保険金・給付金等の受取人または口座名義人に損失、損害または諸費用が発生しても、当社は一切責任を負いません。

経済制裁等の詳細については、財務省または経済産業省、および米国財務省外国資産管理局 (OFAC) のホームページをご参照ください。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的な事例

・給付金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いの違いが生じることがあります。

● 支払事由に該当しない場合

〈「傷害特約〔医療保険〕」特定損傷給付金〉
 (巻末の別表39に定める特定損傷)

お支払いする場合 ○	解 説
被保険者が、不慮の事故により骨を骨折し、治療を受けた場合	お支払の対象となる特定損傷はあらかじめ定められています。軟骨は「骨」ではありませんので、巻末の別表39中の「骨折」にはあたらないことから、特定損傷給付金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕ 被保険者が、不慮の事故により軟骨を損傷し、治療を受けた場合	

保険料のお払込について

主契約の保険料払込期間満了後の特約保険料について

主契約の保険料払込期間満了後の特約の保険料の払込はつぎのように取扱います。

- ・保険料の払込方法(回数)
保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申し出ることができます。
- ・保険料の払込方法(経路)
口座振替で払込む方法またはクレジットカードにより払込む方法のいずれかに限ります。
- ・特約保険料のお払込がない場合
特約保険料の払込期月内にお払込がない場合、一定の猶予期間があります。
お払込がないまま猶予期間を過ぎますと、特約は猶予期間満了の日の翌日から失効します。(効力を失います)
- ・復活について
特約が失効した日からその日を含めて1年以内であれば、特約の復活を請求できます。(「ケガの特約」を除く。)
この場合、あらためて告知をしていただく必要があり、ご健康状態によっては、特約の復活はできません。

解約払戻金について

- 「総合先進医療特約」、「女性特定手術特約」、「三大疾病無制限型長期入院特約」、「ケガの特約」の解約払戻金について
 - ・解約払戻金はありません。

●MEMO

約款・特約条項

総合先進医療特約〔2012〕

(2023年9月19日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
先進医療給付金	被保険者が疾病または傷害の治療を目的として先進医療を受けたときに給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条<先進医療給付金の支払>

- 1 先進医療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

先進医療給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます）	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす療養を受けたとき ①責任開始期（この特約の復活が行なわれた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたつぎの(ア)から
-------------------------------	--

す。)	<p>(ウ)のいずれかを直接の原因とする療養。 (ア)疾病(別表52に定める異常分娩(以下、「異常分娩」といいます。))を含みます。) (イ)主約款に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。))による傷害 (ウ)不慮の事故以外の外因による傷害 ②別表56に定める先進医療による療養(以下、「先進医療」といいます。) ③別表30に定める法律にもとづく保険医療機関で受けた療養(当該療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する保険医療機関で行われるものに限ります。)</p>
支払額	<p>先進医療にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額。 なお、つぎの①～⑤の費用など、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 ①別表30に定める法律にもとづき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む。) ②先進医療以外の評価療養のための費用 ③選定療養のための費用 ④食事療養のための費用 ⑤生活療養のための費用</p>
受取人	被保険者
<p>支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ⑨地震、噴火または津波 ⑩戦争その他の変乱</p>

2 この特約において「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

3 先進医療給付金の通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とします。

4 先進医療給付金を支払う場合で、すでに支払った先進医療給

付金の支払額との合計額が2,000万円をこえるときには、2,000万円からすでに支払った先進医療給付金の支払額を差し引いた額を支払います。

- 5 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって先進医療給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金を全額または削減して支払うことがあります。
- 6 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を先進医療給付金の受取人とします。
- 7 先進医療給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を直接の原因として、第1項に定める先進医療給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で先進医療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、先進医療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

先進医療給付金（以下、特約給付金といいます。）の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り

扱います。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第11条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第12条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 特約給付金の支払額が、第4条<先進医療給付金の支払>第3項に定める通算支払限度に達したとき

第13条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第14条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約(この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り)は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。

- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとし、
- 10 第4条<先進医療給付金の支払>、第6条<特約の保険料の払込免除>および第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険

期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間において支払われた特約給付金の支払額を含みます。

- 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第16条<定期から終身への変更>

- 1 この特約が前条第2項第1号の規定に該当したときには、この特約の満了の日の2か月前までに保険契約者が会社に申し出ることにより、前条第3項の規定にかかわらず、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新することができます。
- 2 前項の請求を行うときは、保険契約者は必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により、保険期間を定期から終身へ変更した場合には、前条の規定を準用します。

第17条<法令等の改正に伴う特約給付金の支払事由の変更>

- 1 会社は、健康保険法またはその他関連する法令等（以下、「法令等」といいます。）が改正された場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、特約給付金の支払事由を法令等の改正内容に応じて変更することができます。
- 2 本条の規定により特約給付金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日（以下、「支払事由変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 特約給付金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第18条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。
 - (2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。
 - ① 月払契約の場合
 - (7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (4) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (5) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
 - ② 半年払契約および年払契約の場合
 - (7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。
 - (4) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。
- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時まで告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、

その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんが診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者(特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人)に支払います。

4 第9条<告知義務および告知義務違反による解除>または第10条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

5 主契約に三大疾病保険料払込免除特約または三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕(以下、「三大疾病保険料払込免除特約等」といいます。)が付加されている場合、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときには、三大疾病保険料払込免除特約等の規定にかかわらず、この特約に適用される三大疾病保険料払込免除特約等の保険料率は会社の定める特別保険料率とします。

6 主契約に引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の規定にかかわらず、この特約に適用される引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の保険料率は被保険者の健康状態その他に応じた会社の定める保険料率とします。

第21条<特別条件特則>

1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、本特則をこの特約に付加して締結します。

2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのいずれかまたは両方の方法を適用します。ただし、この特約を、疾病を原因として高度障害状態に該当することを保険料の払込の免除事由にしている主契約に付加する場合、第2号の方法は、主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されているときに限り適用します。

(1) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合は、別表24に定める特定疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じ。)または別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定疾病または特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目

的として会社の定める不担保期間中に特約給付金の支払事由が生じたときは、第4条<先進医療給付金の支払>の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって特約給付金の支払事由が生じたときは、この限りではありません。

(2) 特定高度障害状態不担保法

この方法による場合は、被保険者が、眼球および眼球附属器に生じた疾病を直接の原因として別表3に定める高度障害状態のうち「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって保険料の免除事由が生じたときは、この限りではありません。

- 3 主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、この特約に本特則が付加され、特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。
- 4 特定疾病・部位不担保法のみを適用する場合、本特則は、不担保期間の満了の日の翌日から効力を失います。
- 5 本特則のみの解約はできません。

第22条<引受基準緩和特則>

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際に、会社の定める範囲で、引受基準を緩和した特約の申込をすることができ、会社が承諾した場合には、本特則をこの特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料率は、本特則を付加しない保険料率より割増された特別保険料率とします。
 - (2) 第4条<先進医療給付金の支払>中、第8項の次に第9項として、つぎの規定を加えます。

9 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として療養を受けた場合でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、療養が必要であると医師によって判断されたときは、責任開始期以後に開始したその療養は責任開始期以後に発病した疾病によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

- (3) 本特則のみの解約はできません。

第23条<総合先進医療特約を総合先進医療特約〔2012〕に変更する場合の特則>

- 1 総合先進医療特約（以下、本条において「変更前特約」といいます。）は、つぎのいずれかに該当する場合を除き、被保険者選択を受けることなく、総合先進医療特約〔2012〕（以下、本条において「変更後特約」といいます。）に変更することができます。
 - (1) 変更日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間が満了しているとき

- (3) 変更前特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (4) 変更前特約の保険料が前納されているとき
 - (5) その他会社の定める要件を満たさないとき
- 2 本条の規定によって変更が行われた場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 変更後特約の付加に際しては、第20条<中途付加する場合の特則>の規定を適用します。
 - (2) 変更後特約の付加日を変更日とし、前号および第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、この日を責任開始期とします。
 - (3) 変更前特約は、変更後特約の責任開始と同時に解約されるものとし、この場合、変更前特約の解約払戻金はありません。
 - (4) 変更後特約の第4条<先進医療給付金の支払>および第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (5) 第4条第3項および第4項の通算支払限度に関する規定を適用するときは、変更前特約で支払われた特約給付金の支払額も含まれます。
- 3 変更後特約の特約給付金の支払は、第4条に定めるほか、つぎのとおりとします。
- (1) 被保険者が、変更日より前に医師の診療を受けていた疾病または傷害を直接の原因として、変更後特約の支払事由に該当する先進医療(以下、「先進医療」といいます。)を受けた場合、変更日からその日を含めて1年以内に当該先進医療を受けたときは変更前特約の先進医療給付金の支払の規定を適用するものとし、これより後に当該先進医療を受けたときは変更後特約の規定を適用します。
 - (2) 被保険者が、変更日からその日を含めて1年を経過した日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合で、その療養の直接の原因となった疾病または傷害について、変更日より前に医師の診療を受けていたときには、変更前特約の先進医療給付金の支払の規定を適用します。
 - (3) 被保険者が、変更日を挟んで複数回にわたる一つの先進医療を受けた場合には、会社は特約給付金を重複して支払いません。この場合、変更前特約の支払事由にのみ該当したものとします。

第24条<疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第25条<引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型

医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合の特則>

- 1 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合には、第6条<特約の保険料の払込免除>をつぎのとおり読み替えます。

第6条<特約の保険料の払込免除>

1 被保険者が、つぎの各号のいずれか（以下、「免除事由」といいます。）に該当した場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りまゝ。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。

2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。

(2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3 被保険者の責任開始期前に発病した疾病を原因とするこの特約の保険料の払込免除については、第4条<先進医療給付金の支払>第8項の規定を準用します。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意

(2) 被保険者の自殺行為

(3) 被保険者の犯罪行為

(4) 戦争その他の変乱

5 第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

(2) 被保険者の犯罪行為

- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
- 6 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その原因によって免除事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。
- (1) 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合
 - (2) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合

- 2 この特約を引受基準緩和型医療保険に付加した場合、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<「特別保険料率に関する特則」が付加されたこの特約を更新する場合等の特則>

「特別保険料率に関する特則」が付加されたこの特約を更新する場合または引受基準緩和型総合先進医療特約もしくは引受基準緩和型先進医療特約Aの更新時に更新の取扱に準じてこの特約を締結する場合は、更新後のこの特約につき「特別保険料率に関する特則」を付加します。

<特別保険料率に関する特則>

- 1 この特約の保険料率は、本特則を付加しない保険料率より割増された特別保険料率とします。
- 2 本特則のみの解約はできません。

女性特定手術特約

(2021年1月18日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
女性特定手術給付金	被保険者が、所定の手術を受けたときに給付金を支払います。
乳房再建給付金	被保険者が、所定の乳房再建術を受けたときに給付金を支払います。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<乳房再建給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、乳房再建給付金額を会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

- 1 女性特定手術給付金、乳房再建給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。
 - (1) 女性特定手術給付金

特約給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきの①または②のいずれかに該当したとき ①責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日（以下、「乳房の責任開始日」（※）といいます。）以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのすべてを満たす手術を受けたとき (ア)乳房観血切除術
------------------------------	--

	(イ)別表21-2に定める病院または診療所における手術 ②責任開始期(この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に生じた疾病または傷害の治療を直接の目的として、つぎのすべてを満たす手術を受けたとき (ア)子宮全摘出術または卵巣全摘出術 (イ)別表21-2に定める病院または診療所における手術
支払額	20万円
受取人	被保険者

(2) 乳房再建給付金

支払事由	この特約の被保険者が、乳房の責任開始日以後のこの特約の保険期間中につきのすべてを満たす手術を受けたとき ①女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき ②別表21-2に定める病院または診療所における手術
支払額	乳房再建給付金額
受取人	被保険者

(※) 乳房の責任開始日以後にこの特約の復活が行われた場合は、第11条に定める最後の復活日を復活の際の乳房の責任開始日とします。

- 2 乳房再建給付金については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第7条<特約給付金の支払限度>第1項第1号①の規定により女性特定手術給付金が重複して支払われない場合でも、両側の乳房について、女性特定手術給付金が支払われたものとみなして、第1項第2号の規定を適用します。
 - (2) 第7条<特約給付金の支払限度>第1項第1号③の規定により女性特定手術給付金が重複して支払われない場合でも、乳房観血切除術を受けた乳房については、女性特定手術給付金が支払われたものとみなして、第1項第2号の規定を適用します。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 特約給付金の受取人は前項を除き、この特約の被保険者以外の者に変更することはできません。
- 5 被保険者が、責任開始期前に生じた疾病または傷害を原因として手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その

手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

- 6 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める特約給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条<用語の意義>

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

- (1) 乳房観血切除術
「乳房観血切除術」とは、乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、疾病または傷害を原因とする病変部の乳腺組織を摘出する手術をいいます。(乳腺腫瘍摘出術を含み、傷の処置(創傷処理、デブリードマン)および皮膚の切開術は含みません。)ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
- (2) 子宮全摘出術
「子宮全摘出術」とは、子宮の全部を摘出する観血手術をいいます。
- (3) 卵巣全摘出術
「卵巣全摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する観血手術をいいます。
- (4) 乳房再建術
「乳房再建術」とは、乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を筋皮弁(皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。)または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は、除きます。

第7条<特約給付金の支払限度>

特約給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の保険期間を通じ、乳房観血切除術は一乳房につき1回のみ、子宮全摘出術は1回のみ、卵巣全摘出術については一卵巣につき1回のみを支払限度とします。ただし、この特約の被保険者が時期を同じくして手術を受けた場合には、つぎのとおりとします。
 - ① この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の乳房観血切除術を受けた場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、女性特定手術

給付金を重複して支払いません。なお、この場合、片側または両側の乳房に関して再び乳房観血切除術を受けたとしても、女性特定手術給付金を支払いません。

② この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の卵巣全摘出術を受けた場合には、第5条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、会社は、女性特定手術給付金を重複して支払いません。

③ この特約の被保険者が、時期を同じくして乳房観血切除術、子宮全摘出術または卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を受けた場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、会社は、いずれか1種類の手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。なお、この場合、このときに手術を受けた乳房と同一の乳房について再び乳房観血切除術を受けたとしても女性特定手術給付金を支払いません。

(2) この特約の保険期間を通じ、乳房再建給付金の支払限度は、一乳房につき1回のみとします。ただし、この特約の被保険者が、時期を同じくして両側の乳房再建術を受けた場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、会社は、乳房再建給付金を重複して支払いません。なお、この場合、片側または両側の乳房に関して、再び乳房再建術を受けたとしても乳房再建給付金を支払いません。

(3) 女性特定手術給付金の支払事由と乳房再建給付金の支払事由に該当する手術を同時に受けた場合には、会社は、女性特定手術給付金と乳房再建給付金をそれぞれ支払います。

第8条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第9条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条<特約の復活>

1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。

2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際の被保険者に関する告知の時のいずれか

遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。この場合、その時の属する日をこの特約の復活日とします。

- 3 前項の規定にかかわらず、この特約の復活日が乳房の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、乳房観血切除術による女性特定手術給付金および乳房再建給付金の支払については、乳房の責任開始日からこの特約上の責任を負います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約給付金額の減額>

特約給付金は、減額することはできません。

第16条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 特約給付金が、第7条<特約給付金の支払限度>第1号および第2号に定める支払限度に達したとき
 - (3) この特約の支払対象となる部位（乳房、子宮および卵巣）のすべてを喪失し、かつ、今後第5条<特約給付金の支払>に定める支払事由に該当する可能性がなくなったとき
- 2 前項第3号に該当する場合、保険契約者は会社にその旨を通知してください。

第17条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、

- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき
更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき
 - ① 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。
 - ② 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。ただし、前項第1号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路および回数）はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法（経路）は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限

ります。

② 保険料の払込方法（回数）は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。

(2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。

(3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払い込むものとします。

10 第5条<特約給付金の支払>、第7条<特約給付金の支払限度>、第9条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第7条の通算支払限度に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間で支払われた特約給付金の支払回数を含みます。

11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。

12 更新後の特約給付金額は、更新前の特約給付金額と同額とします。

13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。

14 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号の規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条<管轄裁判所>

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意お

よび会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）で定めるものとします。

(2) この特約の第1回保険料（半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。）は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとみなします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時までには告知が行われていないときには、告知の時）を責任開始期とします。

(2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変

更はありません。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

(5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。

4 第12条<告知義務および告知義務違反による解除>または第13条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。

5 主契約に三大疾病保険料払込免除特約または三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕（以下、「三大疾病保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されている場合、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときには、三大疾病保険料払込免除特約等の規定にかかわらず、この特約に適用される三大疾病保険料払込免除特約等の保険料率は会社の定める特別保険料率とします。

6 主契約に引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の規定にかかわらず、この特約に適用される引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の保険料率は被保険者の健康状態その他に応じた会社の定める保険料率とします。

第23条<特別条件特則>

1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、特定高度障害状態不担保法による特別条件特則を、この特約に付加して締結します。ただし、この特約を、疾病を原因として高度障害状態に該当することを保険料の払込の免除事由にしている主契約に付加する場合、第3項に該当するときに限り本特則を付加します。

2 前項の規定により本特則を付加した場合には、被保険者が、眼球および眼球附属器に生じた疾病を直接の原因として別表3に定める高度障害状態のうち「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって保険料の免除事由が生じたときは、この限りではありません。

3 主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が

付加されている場合は、この特約に本特則が付加されるものとします。

4 本特則のみの解約はできません。

第24条<疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第25条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第26条<引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合の特則>

- 1 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合には、第9条<特約の保険料の払込免除>をつぎのとおり読み替えます。

第9条<特約の保険料の払込免除>

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれか（以下、「免除事由」といいます。）に該当した場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- (1) 被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 被保険者の責任開始期前に発病した疾病を原因とするこの特約の保険料の払込免除については、第5条<特約給付金の支払>第6項の規定を準用します。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故

- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
- 6 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その原因によって免除事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。
- (1) 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合
 - (2) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合

2 この特約を引受基準緩和型医療保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

- 4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

三大疾病無制限型長期入院特約

(2021年1月18日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とした特約です。

	給付の内容
疾病長期入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払限度日数をこえる場合に、疾病長期入院給付金を支払います。なお、三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）による入院の場合は、支払限度を無制限とします。
災害長期入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払限度日数をこえる場合に、災害長期入院給付金を支払います。

特約

三大疾病無制限型長期入院特約

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

第4条<三大疾病の定義>

この特約において「三大疾病」とは、別表 27 に定める悪性新生物または別表 59 に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中をいいます。

第5条<特約給付金額>

この特約の特約給付金額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

第6条<特約給付金の支払限度>

- 1 疾病長期入院給付金、災害長期入院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払限度は、主契約の入院給付金の支払限度の型に応じて、つぎのとおりとします。

主契約の支払限度の型	給付金	1回の入院の支払限度日数	通算支払限度
60日型	疾病長期入院給付金	305日	主契約の疾病入院給付金の支払日数と疾病長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日型		245日	
60日型	災害長期入院給付金	305日	主契約の災害入院給付金の支払日数と災害長期入院給付金の支払日数を合算して1,095日
120日型		245日	

- 2 前項の「1回の入院の支払限度日数」を超えて入院した場合でも、その超過した入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、超過した入院について「1回の入院の支払限度日数」の規定を適用しません。
- 3 第1項の「通算支払限度」を超えて入院した場合でも、その超過した入院が三大疾病の治療を直接の目的とするときは、超過した入院について「通算支払限度」の規定を適用しません。
- 4 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度の適用にあたっては、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金の支払日数を算入します。
- 5 被保険者が、三大疾病以外の疾病を直接の原因とする入院を開始した時に、三大疾病を併発していた場合、またはその入院中に三大疾病を併発した場合には、三大疾病の治療の開始日から終了日までの入院について、三大疾病の治療を直接の目的とする入院とみなして、前4項の規定を適用します。
- 6 この特約で使用している「三大疾病の治療を直接の目的とする入院」についての補則は、つぎのとおりとします。
 - (1) 「がん（別表27に定める悪性新生物）の治療を直接の目的とする入院」には、厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟（緩和ケア病棟と同等の施設を含みます。）における入院を含みます。
 - (2) 脳卒中を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳卒中の再発に対する予防的措置等が行われているだけで、脳卒中の治療が行われていないため「脳卒中の治療を直接の目的とする入院」には該当しません。

第7条<特約給付金の支払>

- 1 特約給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - (1) 疾病長期入院給付金

特約給付金を支払う場	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき
------------	------------------------------------

合（以下、「支払事由」といいます。）

①責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院ただし、つぎの(ア)から(ウ)のいずれかに該当する入院も、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

(ア) 責任開始期以後に生じた主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害を直接の原因とする入院

(イ) 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後開始した入院

(ウ) 責任開始期以後に開始した別表 52 に定める異常分娩のための入院

②治療を目的とする入院

③別表 21-2 に定める病院または診療所における別表 22-2 に定める入院

④入院日数が主契約の疾病入院給付金の 1 回の入院の支払限度日数をこえる入院

支払額

入院 1 回につき、「特約給付金額（入院中に特約給付金額の減額があった場合には、各日現在の特約給付金額とします。以下同じ。）」×「入院日数－主契約の疾病入院給付金の 1 回の入院の支払限度日数」

受取人

被保険者

支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）

被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

②被保険者の犯罪行為

③被保険者の精神障害を原因とする事故

④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故

⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑦被保険者の薬物依存

⑧原因のいかなを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの

⑨地震、噴火または津波

⑩戦争その他の変乱

(2) 災害長期入院給付金

支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院 ②不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院 ③上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ④別表21-2に定める病院または診療所における別表22-2に定める入院 ⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院
支払額	入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数－主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数」
受取人	被保険者
免責事由	第1号に定める免責事由と同じ

- 2 前条第1項に定める通算支払限度に到達した日の翌日以後に、三大疾病の治療を直接の目的として前項第1号の支払事由の①から③に該当する入院をした場合には、前項第1号の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。この場合、前項第1号の支払額は、つぎのとおりとします。

支払額	「特約給付金額」×「通算支払限度に到達した日の翌日以後の入院日数」
-----	-----------------------------------

- 3 主約款の規定により1回の入院とみなされる入院で、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金の支払事由に該当する場合には、その入院日数を通算して、前条第1項の「1回の入院の支払限度日数」を適用します。
- 4 疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金の支払事由が重複する場合には、会社は、疾病長期入院給付金と災害長期入院給付金を重複して支払いません。この場合、その入院開始の直接の原因に応じて、疾病長期入院給付金または災害長期入院給付金を支払います。
- 5 災害長期入院給付金と主契約の疾病入院給付金の支払事由が重複し、主契約の疾病入院給付金が支払われる期間については、会社は、災害長期入院給付金を支払いません。
- 6 疾病長期入院給付金と主契約の災害入院給付金の支払事由が重複し、主契約の災害入院給付金が支払われる期間については、会社は、疾病長期入院給付金を支払いません。
- 7 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を原因として入院した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして、

第1項の規定を適用します。

- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項に定める疾病長期入院給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病長期入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、疾病長期入院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 10 特約給付金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- 11 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。

第8条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。また、主契約の保険料払込期間満了後にこの特約が失効した場合は、この特約が効力を失った日からその日を含めて1年以内に必要書類（別表1）を会社に提出し、会社の承諾を得て、復活時までの未払込保険料を、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことにより、この特約を復活することができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約給付金額の減額>

- 1 この特約の特約給付金額のみの減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われたときは、この特約の特約給付金額は主契約の入院給付金日額と同額に減額されます。

第16条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約が解約その他の事由により消滅した場合、第6条<特約給付金の支払限度>第4項の規定により、主約款に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の通算支払限度に算入した特約給付金の支払日数について変更は生じません。

第17条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約の更新>

- 1 あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえる

場合には、この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間満了の日まで短縮してこの特約を更新します。

- (2) 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、更新後のこの特約の保険期間は10年とします。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を更新する場合には、前3項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。
 - ① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。
 - ② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。
 - (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
 - (3) 更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、この特約の保険料と同時に払

い込むものとしします。

- 10 第7条<特約給付金の支払>、第9条<特約の保険料の払込免除>および第12条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。また、更新後のこの特約について、第6条<特約給付金の支払限度>に関する規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間において支払われた特約給付金の支払日数を含みます。
- 11 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 12 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 13 第2項第2号の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結することがあります。この場合、第10項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条<定期から終身への変更>

- 1 この特約が前条第2項第1号の規定に該当したときには、この特約の満了の日の2か月前までに保険契約者が会社に申し出ることにより、前条第3項の規定にかかわらず、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新することができます。
- 2 前項の請求を行うときは、保険契約者は必要書類(別表1)を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により、保険期間を定期から終身へ変更した場合には、前条の規定を準用します。

第21条<管轄裁判所>

特約給付金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、申込日に応じて、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特

約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。

- (2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(4) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(5) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(4) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

- 2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)のいずれか早い時(その時までには告知が行われていないときには、告知の時)を責任開始期とします。

(2) 第1号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定(保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。)にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。

- (3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険料払込期間が終身払以外で定めてあるとき付加日直前の主契約の年単位の契約応当日(付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)における被保険者の満年齢により計算します。

- (4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約の保険料の払込が免除された場合で、この特約の責任開始期前に原因が生じていたことまたはがんの責任開始日の前日以前にがんと診断確定されたことにより、この特約の保険料の払込が免除されないときには、この特約を無効とし、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者（特約の保険金を支払うときは、特約の保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。
- 4 第12条<告知義務および告知義務違反による解除>または第13条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の規定は適用しません。
- 5 主契約に三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないときには、三大疾病保険料払込免除特約の規定にかかわらず、この特約に適用される三大疾病保険料払込免除特約の保険料率は会社の定める特別保険料率とします。
- 6 主契約に引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の規定にかかわらず、この特約に適用される引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の保険料率は被保険者の健康状態その他に応じた会社の定める保険料率とします。

第24条<特別条件特則>

- 1 この特約の締結または復活の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、本特則をこの特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのいずれかまたは両方の方法を適用します。ただし、この特約を、疾病を原因として高度障害状態に該当することを保険料の払込の免除事由にしている主契約に付加する場合、第2号の方法は、主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されているときに限り適用します。

(1) 特定疾病・部位不担保法

この方法による場合は、別表24に定める特定疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。以下同じ。）または別表25に定める特定部位のうち、会社が指定した特定疾病または特定部位に生じた疾病を直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に特約給付金の支払事由が生じたときは、第7条<特約給付金の支払>の規定にかかわらず、会社は、特約給付金を支払いません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって特約給付金の支払事由が生じたときは、この限りではありません。また、被保険者が不担保期間の満了の日を含んで継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間の満了の日の翌日を、入院を開始した日として取り扱います。

(2) 特定高度障害状態不担保法

この方法による場合は、被保険者が、眼球および眼球附属器に生じた疾病を直接の原因として別表3に定める高度障害状態のうち「1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該

当したときは、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、不慮の事故および不慮の事故以外の外因ならびに別表51に定める感染症によって保険料の免除事由が生じたときは、この限りではありません。

- 3 主契約に特別条件特則が付加されている場合は、この特約に本特則が付加されるものとします。この場合、主契約と同一の方法が適用されるものとします。
- 4 前項により特定疾病・部位不担保法が適用される場合、不担保となる特定疾病・部位は、主契約の特定疾病・部位と同一とします。
- 5 特定疾病・部位不担保法のみを適用する場合、本特則は、不担保期間の満了の日の翌日から効力を失います。
- 6 本特則のみの解約はできません。

第25条<特別保険料率に関する特則>

- 1 この特約の締結の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しない場合には、会社は、本特則をこの特約に付加して締結します。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の保険料率は、本特則を付加しない保険料率より割増された特別保険料率とします。
 - (2) 本特則のみの解約はできません。

第26条<疾病入院保険に付加した場合の特則>

この特約を疾病入院保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) <この特約の趣旨>災害長期入院給付金の給付の内容中、「主契約の災害入院給付金」とあるのを「災害入院特約の災害入院給付金」と読み替えます。
- (3) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。この場合、第1項中、「主契約の災害入院給付金」とあるのを、「主契約に付加されてい

る災害入院特約の災害入院給付金(以下、「災害入院給付金」といいます。)と読み替えます。

- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数—主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数—60日」と読み替えます。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害長期入院給付金保障期間中」と、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (7) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」 ×「入院日数—60日」
--

- (8) 第6号に定める災害長期入院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約に付加されている災害入院特約の締結時に定めた災害入院特約の保険期間の満了日までとします。
- (9) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院(その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。)」と読み替えます。
- (10) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (11) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗

じて得た金額とします。

- (12) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (13) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と、「主契約の災害入院給付金」を「主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金」と読み替えます。
- (14) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由によりこの特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により疾病入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したこと
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたこと
- (15) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由①から④を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、災害長期入院給付金の支払が継続する期間（主契約に付加されている災害入院特約の災害入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 災害長期入院給付金保障期間が満了したとき
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (16) 第16条<特約の消滅>第2項を第3項とし、第2項として、つぎの規定を加えます。
- 2 主契約に付加されている災害入院特約が消滅したとき。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は消滅しません。

(1) 災害入院給付金の支払日数が、災害入院特約の特約条項に定める通算支払限度に達したことにより、災害入院特約が消滅した場合

(2) 災害入院特約の保険期間の満了により、災害入院特約が消滅した場合
- (17) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第27条<医療保険〔2005〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2005〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の

払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

(2) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。

(3) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。

(4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数－主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数－60日」と読み替えます。

(5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害長期入院給付金保障期間中」と、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。

(6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数－60日」

(7) 第5号に定める災害長期入院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約の災害入院給付金保障期間の満了日までとします。

(8) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。

(9) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となつ

- た疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (10) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗じて得た金額とします。
- (11) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (12) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (13) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由①から③を満たす入院をし、その入院中に主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したときは、この特約が消滅した時を含んで継続している入院は、疾病長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により疾病入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- (14) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由①から④を満たす入院をし、その入院中につきの①または②のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、災害長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により災害入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- ① 災害長期入院給付金保障期間が満了したとき
- ② 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき
- (15) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第28条<医療保険〔2009〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔2009〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅

した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
- (3) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数－主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数－60日」と読み替えます。
- (5) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (6) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」×「入院日数－60日」

- (7) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院（その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。）」と読み替えます。
- (8) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- (9) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その

入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗じて得た金額とします。

- (10) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。
- (11) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。

第29条<引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合の特則>

1 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合には、第9条<特約の保険料の払込免除>をつぎのとおり読み替えます。

第9条<特約の保険料の払込免除>

1 被保険者が、つぎの各号のいずれか（以下、「免除事由」といいます。）に該当した場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

(2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。

2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約

応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

- 3 被保険者の責任開始期前に発病した疾病を原因とするこの特約の保険料の払込免除については、第7条<特約給付金の支払>第8項の規定を準用します。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の自殺行為
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 戦争その他の変乱
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱
- 6 被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その原因によって免除事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当した場合
 - (2) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合

- 2 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険または引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第6条<特約給付金の支払限度>第1項に定める特約給付金の支払限度は、主契約の支払限度の型が60日型であるものとみなして取り扱います。
 - (2) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払事由中、「④入院日数が主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「④1回の入院の入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
 - (3) 第7条<特約給付金の支払>第1項第1号の疾病長期入院給付金の支払額中、「入院日数－主契約の疾病入院給付金の1回の入院の支払限度日数」とあるのを「入院日数－60日」と読み替えます。

- (4) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払額を、つぎのとおり読み替えます。

同一の不慮の事故による入院1回につき、「特約給付金額」
×「入院日数-60日」

- (5) 第7条<特約給付金の支払>第3項中、「1回の入院とみなされる入院」とあるのを「1回の入院とみなされる入院または同一の不慮の事故による入院(その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。)」と読み替えます。

- (6) 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。

- (7) 被保険者が、2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する災害長期入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する災害長期入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害長期入院給付金の支払額は、第7条<特約給付金の支払>第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害長期入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に特約給付金額を乗じて得た金額とします。

- (8) 第7条<特約給付金の支払>第5項中、「災害長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。

- (9) 第7条<特約給付金の支払>第6項中、「疾病長期入院給付金」とあるのを「特約給付金」と読み替えます。

- 3 この特約を引受基準緩和型新医療保険または引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕に付加した場合には、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。

- 4 この特約を引受基準緩和型医療保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>中、第3項の次に第4項および第5項としてつぎの規定を加えます。

4 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相

当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 5 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

- (2) 第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由中、「保険期間中」とあるのを「災害長期入院給付金保障期間中」と、「⑤入院日数が主契約の災害入院給付金の1回の入院の支払限度日数をこえる入院」とあるのを「⑤同一の不慮の事故による入院日数が60日をこえる入院」と読み替えます。
- (3) 前号に定める災害長期入院給付金保障期間は、責任開始期の属する日から主契約の災害入院給付金保障期間の満了日までとします。
- (4) 被保険者が、第7条<特約給付金の支払>第1項第2号の災害長期入院給付金の支払事由①から④を満たす入院をし、その入院中に災害長期入院給付金保障期間が満了したときは、その満了時を含んで継続している入院は、災害長期入院給付金の支払が継続する期間（主約款の規定により災害入院給付金の支払が継続する期間を含みます。）に限り、有効中の入院とみなして取り扱います。
- (5) 主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第30条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記のとおりです。

- (1) 治療を目的とする入院
「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、単なる疲労、通院不便などのための入院は該当しません。
- (2) 薬物依存
「薬物依存」とは、平成17年10月7日総務省告示第1147号に定められた分類項目中の分類番号F11. 2、F12. 2、F13. 2、F14. 2、F15. 2、F16. 2、F18. 2、F19. 2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

傷害特約〔医療保険〕

(2023年9月19日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に特定損傷給付金を、不慮の事故による傷害により所定の通院をした場合に災害通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の被保険者>

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間と同一とします。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、年払契約を除き、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとし、ます。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条<特約給付金額の指定>

保険契約者は、この特約の締結の際、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額（以下、総称して「特約給付金額」といいます。）を、会社所定の範囲内で指定してください。

第5条<特約給付金の支払>

1 特定損傷給付金、災害通院給付金（以下、総称して「特約給付金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特定損傷給付金

<p>特約給付金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)</p>	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす治療を受けたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による別表 39 に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた治療</p> <p>③別表 21-2 に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）における治療</p>
<p>支払額</p>	<p>特定損傷給付金額</p>
<p>受取人</p>	<p>被保険者</p>
<p>支払事由に該当しても特約給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。)</p>	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦被保険者が別表 35 に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑧被保険者が別表 36 に定める乗用具等による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨地震、噴火または津波</p> <p>⑩戦争その他の変乱</p>

(2) 災害通院給付金

<p>支払事由</p>	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてを満たす通院をしたとき</p> <p>①責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする通院。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度にな</p>
-------------	--

	<p>おったとき以降の通院を除きます。</p> <p>②上記①の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)に行われた通院</p> <p>③別表21-2に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)への通院</p> <p>④別表23-2に定める通院</p>
支払額	通院1日あたり、災害通院給付金日額(通院期間中に災害通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の災害通院給付金日額とします。)
受取人	被保険者
免責事由	<p>被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者の犯罪行為</p> <p>③被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦原因のいかなを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>⑧被保険者が別表35に定める運動等を行っている間に生じた事故</p> <p>⑨被保険者が別表36に定める乗用具等による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)を行っている間に生じた事故</p> <p>⑩地震、噴火または津波</p> <p>⑪戦争その他の変乱</p>

- 2 この特約において「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
- 3 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金の受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金の受取人とします。
- 4 被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特約給付金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その

程度に応じ、特約給付金を全額または削減して支払うことがあります。

- 5 特約給付金の受取人は第3項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
- (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- (1) 主契約の疾病入院給付金が支払われる日
- (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
- 3 被保険者が、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第7条<特約給付金の支払限度>

- 1 特定損傷給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 特定損傷給付金の支払は、同一の不慮の事故による特定損傷につき1回を限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、10回とします。
- 2 災害通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 同一の不慮の事故による通院についての支払日数（災害通院給付金を支払う日数。以下、本項において同じ。）は、30日をもって限度とします。
- (2) 通算支払限度は、この特約の保険期間を通じ、支払日数を通算して180日とします。

第8条<特約給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第10条<被保険者の職業の変更等>

被保険者が、保険契約申込書に記載された職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したとき（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および保険契約申込書に記載された職業に就いていた被保険者がその職業を辞めたときを含みます。）には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、その旨を会社に通知してください。

第11条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結に際しての告知義務、告知義務違反による解

除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の入院給付金日額の減額が行われた場合で、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部が会社の定める限度をこえたときには、特定損傷給付金額、災害通院給付金日額の全部または一部を会社の定める限度まで減額します。
- 3 保険契約者が、第1項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約の保険料の払込が免除されたとき。この場合、つぎに定める期日をもって、この特約は消滅します。
 - ① 月払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の月単位の契約応当日の前日
 - ② 半年払契約または年払契約の場合
主契約の保険料の払込の免除事由が発生した直後の半年単位または年単位の契約応当日の前日
- (3) つぎのすべてに該当したとき
 - ① 特定損傷給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払限度>第1項第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - ② 災害通院給付金の支払日数が、第7条<特約給付金の支払限度>第2項第2号に定める通算支払限度に達したとき

第16条<特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第17条<職業の誤りの処理>

保険契約申込書に記載された被保険者の職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）に誤りがあり、この特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料

よりも低い場合

会社の定めた方法で、第4条<特約給付金額の指定>において指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) この特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

第18条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条<特約を継続する場合の取扱>

- 1 この特約の保険期間が満了し、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、会社が承諾した場合に限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に継続されるものとし、この日を継続日とします。
- 2 会社がこの特約の継続を承諾した場合には、継続通知書の発行をもって承諾通知に代えます。また、旧保険証券と継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の継続を取り扱いません。
 - (1) 継続後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) この特約の保険期間満了までの間に被保険者の職業が、会社の定める職業に変更されたとき
 - (3) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知したとき
 - (4) この特約の保険期間満了の日の翌日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 4 継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して継続することがあります。
- 6 継続後のこの特約の保険料は、継続日における被保険者の年齢および職業（職種、職務を含みます。以下、本条において同じ。）によって計算します。
- 7 継続前のこの特約の保険期間（継続が2回以上行われた場合は、すべての継続前のこの特約の保険期間とします。）中に、保険契約者および被保険者のいずれもが第10条<被保険者の職業の変更等>の規定に定める通知を怠っていたときで、被保険者の職業の変更（職業に就いていない被保険者が新たな職業に就いたとき、および被保険者が保険契約申込書に記載された職業または会社に通知した職業を辞めたときを含みます。）により継続後のこの特約の保険料率を変更する必要があるときには、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも低い場合
会社の定めた方法で、第4条<特約給付金額の指定>にお

いて指定された特約給付金額を改めます。また、すでに特約給付金の支払事由が生じていた場合には、会社の定めた方法で特約給付金の支払額を削減します。

- (2) 継続後のこの特約の保険料が、実際の被保険者の職業による保険料よりも高い場合

会社の定めた方法で、実際の被保険者の職業にもとづいてこの特約の保険料を改めます。

- 8 継続するこの特約の第1回保険料は、継続日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。

- 9 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。

- 10 主契約の保険料払込期間満了後にこの特約を継続する場合には、前2項および第3条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第3項の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 継続するこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法(経路および回数)はつぎのとおりとします。

① 保険料の払込方法(経路)は、会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法または会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法のいずれかに限ります。

② 保険料の払込方法(回数)は年払とします。ただし、この特約の保険料が会社の定める条件を満たすときは、月払または半年払への変更を申出ることができます。この場合、第4号により同時に払い込む他の特約の保険料を合算した金額で判定します。

- (2) 前号の規定によりこの特約の保険料を払い込む場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。

- (3) 前号の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まなかったときは、この特約の継続はなかったものとし、この特約は継続前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。

- (4) 主契約の保険料払込期間満了後において保険料を払い込むべき他の特約があるときは、その特約の保険料と同時に払い込むものとしします。

- 11 第5条<特約給付金の支払>、第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>、第7条<特約給付金の支払限度>および第11条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定の適用に際しては、継続後のこの特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。

- 12 継続後のこの特約には、継続日現在の特約条項および保険料率が適用されます。

- 13 継続後の特約給付金額は、特約給付金額が会社の定める範囲で変更される場合を除き、継続前の特約給付金額と同額とします。

- 14 第3項第4号の規定によりこの特約が継続されず、かつ、第3項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、会社が承諾した場合に限り、本条の継続の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を継続時に締結することがあります。この場合、第11項の規定を準用し、継続時に締結する他の特約の保険期間は、継続前のこの特約から継続したものとして取り扱います。

第20条<管轄裁判所>

特約給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第22条<中途付加する場合の特則>

1 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を充当する期間の初日(以下、「付加日」といいます。)を、会社の定める範囲内で、主契約の月単位の契約応当日(契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)で定めるものとします。
- (2) この特約の第1回保険料(半年払契約または年払契約の場合で付加日の属する月と主契約の払込期月と一致しない場合は会社の定める方法により計算したこの特約の第1回保険料とします。)は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおり取り扱います。

① 月払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法(経路)にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。

(イ) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。

(ウ) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

② 半年払契約および年払契約の場合

(7) この特約の第1回保険料は、会社の定める方法で払い込むことを要します。

(イ) この特約の第1回保険料が会社の指定する日までに払い込まれなかったときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、会社の指定する日までに保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時（その時まで告知が行われていないときは、告知の時）を責任開始期とします。
 - (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約給付金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
 - (3) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。
- 3 主契約に引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、この特約には引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約の規定を適用しません。

第23条<主契約に長期入院給付特約〔2009〕等が付加されている場合の取扱>

主契約に長期入院給付特約〔2009〕、長期入院給付特約〔2009 E〕、長期入院給付特約〔A〕または長期入院給付特約〔B〕（以下、総称して「長期入院給付特約〔2009〕」等といいます。）が付加されている場合には、第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

- 2 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当する日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
 - (1) 主契約の疾病入院給付金が支払われる日
 - (2) 主契約（主契約が疾病入院保険の場合は、この特約とあわせて付加されている災害入院特約）の災害入院給付金が支払われる日
 - (3) 長期入院給付特約〔2009〕等の疾病長期入院給付金が支払われる日
 - (4) 長期入院給付特約〔2009〕等の災害長期入院給付金が支払われる日

第24条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の取扱>

- 1 この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人である場合で、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。
- 2 第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>第3項を、

つぎのとおり読み替えます。

- 3 被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金が支払われたことによりこの特約が消滅したとき

第25条<引受基準緩和型医療保険に付加する場合の取扱>

この特約を引受基準緩和型医療保険に付加した場合には、主契約の死亡保険金受取人が被保険者の死亡時の法定相続人であるときで、特約給付金が支払われる前に被保険者が死亡したときには、会社は、未払の特約給付金を、主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、主契約の死亡保険金受取人が2人以上である場合を除きます。

第26条<医療保険〔無解約払戻金 2023 A〕に付加した場合の特則>

この特約を医療保険〔無解約払戻金 2023 A〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>をつぎのとおり読み替えます。

第6条<災害通院給付金の支払に関する補則>

- 1 被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一の日に2回以上通院をしたとき
 - (2) 2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 2 被保険者が、入院をしている日に災害通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、前条第1項の規定にかかわらず、災害通院給付金は支払いません。
- 3 被保険者が、この特約の保険期間が満了した時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その通院を、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

- (2) 第14条<特約給付金額の減額>をつぎのとおり読み替えます。

第14条<特約給付金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向かって特約給付金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約給付金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

保険料口座振替特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している会社の指定する金融機関等を含みます。以下、「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 この特約による口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>

- 1 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の口座振替が不能となったときには、保険契約者は、振替日の属する月の末日までに、第1回保険料を会社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 月払の保険契約の場合、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて保険料の口座振替を行います。
 - (2) 年払または半年払の保険契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度保険料の口座振替を行います。
- 3 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期を過ぎた保険料を会社または会社

の指定した場所に払い込んでください。

第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>

第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を契約日とします。
ただし、「従たる被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とします。ただし、「第2被保険者である子等の保障継続特則」を付加して保険契約を締結する場合を除きます。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

第6条<指定口座または提携金融機関等の変更>

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を、他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および提携金融機関等に申し出てください。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 4 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 月払の保険契約の場合で、保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (2) 保険契約が消滅または失効したとき
- (3) 保険料の前納が行われたとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (6) 第1条<特約の適用>第2項に該当しなくなったとき

第8条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第9条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。この場合、第5条<第1回保険料から口座振替を行う場合の契約日等の取扱>の規定は適用しません。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合

- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料の振替日」と読み替えます。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれた日」と読み替えます。
 - ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ④ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①から③の規定を準用します。
 - ⑤ 上記①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を保険期間の始期の属する日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
 - ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が行われたときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、その日の属する月の翌月1日を契約日とします。なお、保険期間および保険料払込期間は、契約日を基準として計算します。
- ② 第1回保険料から口座振替を行う場合で、振替日に第1回保険料の口座振替が不能となり、振替日の属する月の末日までに第1回保険料が会社または会社の指定した場所に払い込まれたときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ③ 第2回以後の保険料から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- ④ 前①から③の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- ⑤ 主契約にがん特約が付加されている場合、がん特約の特約条項の規定にかかわらず、「第1回保険料の振替日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日」をがん特約の責任開始日とします。

第10条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。以下同じ。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
- ② 半年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

当該特約の第1回保険料が振り替えられた日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

- (3) 当該特約の第1回保険料の口座振替が不能となり、第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第2項を準用して翌月に第1回保険料の口座振替が行われた場合には、第1回保険料が振り替えられた日の属する月の前月を第1回保険料が振り替えられた日の属する月とみなして前号の規定を適用します。
- (4) 第4条<保険料口座振替不能の場合の取扱>第3項を準用して当該特約の第1回保険料が払い込まれた場合には、本条の規定は適用せず、当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日の規定を適用します。

保険料クレジットカード支払特約

(2018年4月2日制定)

第1条<特約の適用>

- 1 この特約は、保険契約の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社（本特約を通じて「当保険会社」といいます。）がこれを承諾した場合に適用します。
- 2 前項の指定カードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されたものまたは使用を認められたものであることを要します。

第2条<保険料率>

この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第3条<保険料の払込>

- 1 保険料は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度額内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、つぎの時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
 - (1) 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時
 - (2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めの日
- 2 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- 3 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 4 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第1項のクレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
- 5 この特約によるクレジットカード支払によって払い込まれた保険料については、領収証の発行は行いません。

第4条<第1回保険料について指定カードの有効性の確認を得られなかった場合の取扱>

第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取扱います。

第5条<指定カードまたはカード会社の変更>

- 1 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、指定カードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカード

特約

保険料クレジットカード支払特約

に変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

- 2 保険契約者が、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
- 3 カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。

第6条<特約の消滅>

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の前納が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき

第7条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第8条<契約日等の特則>

保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合で、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときには、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合
 - ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「第1回保険料が会社に払い込まれた日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日（本号において「保険期間の始期」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。この場合、主約款の従たる被保険者の資格の得喪、責任開始日、死亡払戻金、保険料払込の免除および保険契約を解除できない場合の規定中、「契約日」とあるのを「会社が第1回保険料を受け取った日か、被保険者に関する告知の日のいずれか遅い日」と読み替えます。

- ③ 主契約に子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の全部または一部が付加されている場合、子供特約、手術特約〔がん保険〕および上皮内新生物特約の特約条項については、前①および②の規定を準用します。
 - ④ 上記①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (2) この特約を前号以外のがん保険に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。
- (3) この特約を前2号に掲げる保険種類以外の保険契約に付加した場合
- ① 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について会社が指定カードの有効性の確認を得たときには、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ② 第2回以後の保険料からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
 - ③ 前①および②の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に主約款または特約の特約条項に規定する給付金、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、責任開始の日を契約日とし、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第9条<給付金等を支払う特約を中途付加する場合の特則>

主契約の締結後に給付金等（保険金、年金を含み、その名称の如何を問いません。）を支払う特約を中途付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 当該特約の第1回保険料は、主契約の第2回以後の保険料と同時に払い込んでください。この場合、主契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。

- (2) 当該特約の特約条項の中途付加する場合の付加日（特約の契約日を含みます。以下同じ。）の規定にかかわらず、当該特約の付加日は、つぎのとおりとします。
- ① 月払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。以下同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
当該特約の第1回保険料が決済された日の属する月における主契約の年単位の契約応当日

別表1 請求書類

(注) 会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<総合先進医療特約 [2012] >

項目	必要書類
先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による療養を受けた保険医療機関の療養についての証明書 ・ 先進医療にかかる技術料の支出を証する書類 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
定期から終身への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

<女性特定手術特約>

項 目	必 要 書 類
<p>特約給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性特定手術給付金 ・乳房再建給付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
<p>特約の解約等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特約の解約 ・特約の消滅 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券 ・医師の診断書（第16条第1項第3号の規定によりこの特約が消滅する場合）
<p>復活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・被保険者についての会社所定の告知書

＜三大疾病無制限型長期入院特約＞

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 疾病長期入院給付金 ・ 災害長期入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
復活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 被保険者についての会社所定の告知書
定期から終身への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

<傷害特約〔医療保険〕>

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特定損傷給付金 ・ 災害通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合） ・ 受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合） ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（災害通院給付金の場合） ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の解約等 ・ 特約の解約 ・ 特約給付金額の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
職業の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社所定の請求書 ・ 保険証券

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

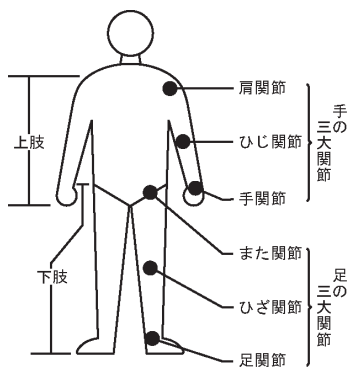
〔別表3 対象となる高度障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表3

別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

<備考>

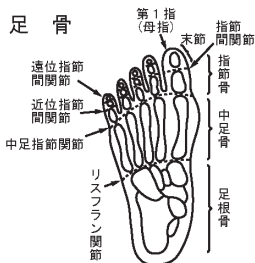
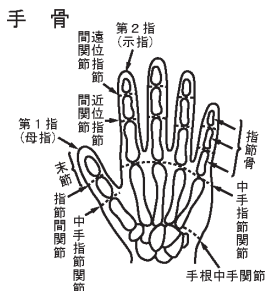
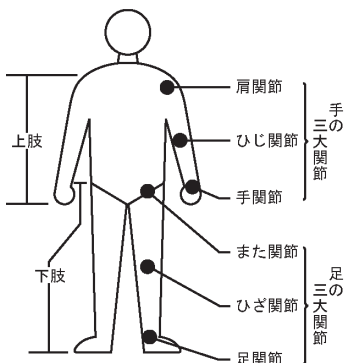
〔別表4 対象となる身体障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行いません。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、

または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4

別表21-2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する入院施設を有する有床診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める医療施設（介護療養型医療施設など）を除きます。
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-2に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診および情報通信機器等を用いた診療を含みます。）

別表24 特定疾病一覧

特定疾病
1. 糖尿病
2. 高血圧性疾患
3. 慢性リウマチ性心疾患
4. 虚血性心疾患
5. 先天性甲状腺機能低下症
6. 古典的フェニルケトン尿症
7. 異常分娩・異常妊娠（帝王切開を含む。）
8. 外傷に伴う合併症および後遺症
9. 不妊症（妊娠を直接の目的とした診療行為を受けた場合を含む。）

別表25 特定部位一覧

身体部位

1. 食道
2. 胃および十二指腸（当該部位の手術に伴い空腸の手術を受けた場合には空腸を含む。）
3. 小腸（十二指腸を含む。）
4. 盲腸（虫垂突起を含む。）
5. 大腸（直腸、盲腸を含む。）
6. 直腸および肛門
7. 肝臓、胆嚢および胆管
8. 膵臓
9. 腹膜
10. 肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術に伴い胸郭の手術を受けた場合には胸郭を含む。）
11. 鼻（副鼻腔を含む。）
12. 咽頭（扁桃を含む。）および喉頭（声帯を含む。）
13. 口腔、歯、舌、歯肉、顎下腺、耳下腺および舌下腺
14. 耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳および聴神経を含む。）および乳様突起
15. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
16. 腎臓および尿管
17. 膀胱および尿道
18. 前立腺
19. 乳房（乳腺を含む。）
20. 子宮（妊娠もしくは分娩の異常が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
21. 卵巣、卵管および子宮付属器
22. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
23. 甲状腺
24. 頸部（頸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
25. 胸部（胸椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
26. 腰部（腰椎、椎間板、関節、筋肉、腱および当該神経を含む。）
27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
28. 左肩関節部および左鎖骨
29. 右肩関節部および右鎖骨
30. 左股関節部
31. 右股関節部
32. 左上肢（左肩関節部を除く。）
33. 右上肢（右肩関節部を除く。）
34. 左下肢（左股関節部を除く。）

身体部位

35. 右下肢（右股関節部を除く。）
36. 鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
37. 趾骨および中足骨
38. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
39. 上顎骨、下顎骨および顎関節
40. 股関節
41. 膝関節
42. 脊柱（脊椎、椎間板および当該神経を含む。）
43. 縦隔
44. 膣・外陰部
45. 肋骨、胸骨およびその他の胸郭
46. 骨盤骨
47. 頭蓋骨
48. 陰嚢部（陰嚢水腫が生じた場合に限る。）
49. 副腎
50. 副甲状腺（上皮小体）
51. 上肢
52. 下肢

別表27 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2013年版) 準拠 (以下、「| CD-10」)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物<腫瘍>	C00
舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍>	C01
舌のその他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C02
歯肉の悪性新生物<腫瘍>	C03
口(腔)底の悪性新生物<腫瘍>	C04
口蓋の悪性新生物<腫瘍>	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍>	C06
耳下腺の悪性新生物<腫瘍>	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍>	C08
扁桃の悪性新生物<腫瘍>	C09
中咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C10
鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C11
梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍>	C12
下咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C13
その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C14
食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
小腸の悪性新生物<腫瘍>	C17
結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍>	C19
直腸の悪性新生物<腫瘍>	C20
肛門および肛門管の悪性新生物<腫瘍>	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
胆のう<嚢>の悪性新生物<腫瘍>	C23

分類項目	基本分類 コード
その他および部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C24
膵の悪性新生物<腫瘍>	C25
その他および部位不明確の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物<腫瘍>	C30
副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C31
喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
気管の悪性新生物<腫瘍>	C33
気管支および肺の悪性新生物<腫瘍>	C34
胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C38
その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C39
(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
中皮腫	C45
カポジ<Kaposi>肉腫	C46
末梢神経および自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C48
その他の結合組織および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
外陰(部)の悪性新生物<腫瘍>	C51
膣の悪性新生物<腫瘍>	C52
子宮頸部の悪性新生物<腫瘍>	C53
子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58

分類項目	基本分類 コード
陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C60
前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C64
腎盂の悪性新生物<腫瘍>	C65
尿管の悪性新生物<腫瘍>	C66
膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C68
眼および付属器の悪性新生物<腫瘍>	C69
髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C70
脳の悪性新生物<腫瘍>	C71
脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C72
甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C73
副腎の悪性新生物<腫瘍>	C74
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C75
その他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C78
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C79
悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80
ホジキン<Hodgkin>リンパ腫	C81
ろ<濾>胞性リンパ腫	C82
非ろ<濾>胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン<non - Hodgkin>リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
悪性免疫増殖性疾患	C88

分類項目	基本分類コード
多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織および関連組織のその他および 詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

(注)分類項目中の代替可能な用語は山括弧<>で表示されます。例えば、「新生物<腫瘍>」とは、「新生物」の代替可能な用語が「腫瘍」であることを表しており、「悪性新生物」と「悪性腫瘍」は同義となります。

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

上記1には該当しないものの、2に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、「ICD-10」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1には該当しないものの、2に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4

分類項目	基本分類 コード
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

別表30 公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表35 免責事由に該当する運動等

つぎのいずれかに該当する運動等をいいます。

1. 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
2. リュージュ
3. ボブスレー
4. スカイダイビング
5. ハンググライダー搭乗
6. 超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗
7. ジャイロプレーン搭乗
8. その他これらに類する危険な運動

別表36 免責事由に該当する乗用具等

つぎのいずれかに該当する乗用具等をいいます。

1. 自動車（オートバイを含みます。）
2. 原動機付自転車
3. モーターボート（水上オートバイを含みます。）
4. ゴーカート
5. スノーモービル
6. その他これらに類する乗用具

別表39 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

1. 骨折
2. 関節脱臼
3. 腱の断裂

<備考>

〔別表39 特定損傷〕について

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折（特発性骨折を含みます。）を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復的脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01. 0
パラチフスA	A01. 1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96. 2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98. 0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98. 3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98. 4

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。

別表52 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードO80.1およびO81からO84までに規定される内容によるものとし、たとえば、骨盤位分娩（いわゆる逆子（さかご））、鉗子分娩、吸引分娩、帝王切開、多胎分娩（いわゆる双子など）をいいます。

別表 56 先進医療

先進医療とは、別表30に定める法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいいます。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療に該当するものに限ります。また、療養を受けた日現在別表30の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養、評価療養のうち先進医療以外の療養、選定療養、食事療養、生活療養など、先進医療以外の療養は含みません。

別表 59 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として下記の3項目を満たす疾病 ①典型的な胸部痛の病歴 ②新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 ③心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

●MEMO

●MEMO

●つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・転居により、住所が変わったとき
- ・町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター ●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
0120-5555-95 土曜日 9:00～17:00

(祝日・年末年始は除く。月曜日は電話が込み合う場合がございます。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

○指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。

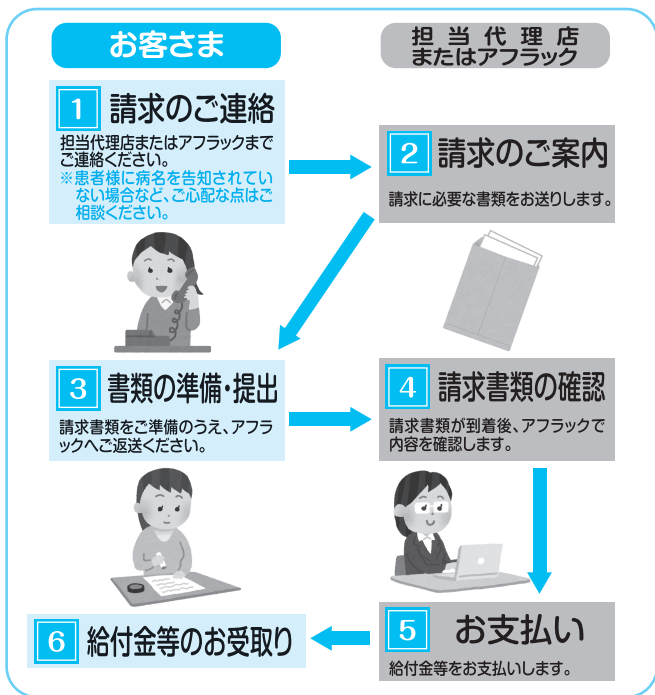
○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス；<https://www.seiho.or.jp/>）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。



アフラック保険金コンタクトセンターで承っています

☎0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 9:00～17:00

●月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

※月曜日は電話が込み合う場合がございます。

アフラックホームページから、いつでも簡単・スピーディに
給付金・保険金請求のお手続きができます。

●こちらからアクセス



●キーワードで検索

アフラック 給付金

2023年9月作成

募集代理店



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95